

東大和市立第二小学校 P T A 会則

本 則

第一章 名称および事務所

第一条 この会は東大和市立第二小学校 P T A（保護者と教員の会）という。

第二条 この会は事務所を同校内、東京都東大和市南街三丁目六一番地の二号に置く。

第二章 目的

第三条 この会は保護者と教員が協力して学校と家庭と社会における児童のための教育につくすことを目的とする。

第四条 この会は前条の目的をとげるため、次の活動をする。

1. よりよい保護者、よりよい教員になるよう努力する。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を保護善導する。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 会員の親睦・修養・教育の研究につとめる。
5. その他この会の目的達成に必要な活動。

第三章 方針

第五条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童教育ならびに福祉のために活動する。他の団体および機関に協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく営利目的に利用されてはならない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

第四章 会 員

第六条 この会の会員は次のいずれかに該当する者であり、入会に際して所定の手続きを行った者とする。

1. 東大和市立第二小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
2. 東大和市立第二小学校の副校長および教員。

第六条の二 この会の入会の申し込みは、原則入学時及び転入時に行う。

第六条の三 会員は申請を行うことで退会することができる。

退会申請期間は、3月1日～3月10日とする。

なお、会員の児童が卒業または転出する時点で、本会員は退会する。

第六条の四 本会への入会または本会からの退会を希望する者は所定の届出書を提出しなければならない。なお、児童の卒業・転出に伴う退会の場合はその限りではない。

第七条 この会の会員は会費を納める。会費は年額1800円とする。

ただし、特別の事情のあるものは、常任委員会の承認を得て、減額または免除される。会費は必要なときは臨時徴収することができる。

第八条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第九条 削除

第五章 経理

第一〇条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第一一条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第十二条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第十三条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 役員および専門委員

第十四条 この会の役員は次の通りである。

会長	一名	(保護者)	
副会長	三名	(保護者 二名・学校側 一名)	
書記	三名	(保護者 二名・学校側 一名)	
会計	三名	(保護者 二名・学校側 一名)	

1. 役員は他の役員を兼ねることができない。
2. 会長職を除く役員は、必要に応じその人数を増減員することができる。ただし、条文の規定人数を最少とする。

第十五条 役員は総会に出席した会員の承認を得て就任する。任期は総会から総会までの一ヶ年とする。また、留任は同一役職二ヶ年、最長四ヶ年までとする。

第十六条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会・全委員会・常任委員会等を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
3. 書記は議事を記録し、通信その他必要に応じ発行物の編集・配布を行う。
4. 会計は予算原案の作成に協力し、この会の会計事務を行うとともに本会の財産・備品を管理する。

第十七条 この会の専門委員は次の通りである。

防災・安全委員 各学年 学級数×一名

学年委員 各学年 学級数×一名

1. 防災・安全委員は各学年毎に選出する。ただし、必要に応じてその人数を常任委員会で決定し、増減員することができる。
2. 学年委員は各学年毎に選出する。ただし、必要に応じてその人数を常任委員会で決定し、増減員することができる。

第十八条 専門委員の任務は次の通りである。

1. 委員は地区または学年・学級の連絡をはかり、会員を代表し委員会に出席する。
2. 各委員長および副委員長は、常任委員会に出席し、それぞれの担当の企画委員として活動および予算を計画立案する。任期は、総会から総会までの一ヶ年とする。

第七章 会計監査委員

第一九条 この会に会計監査委員二名（保護者）をおく。

第二〇条 会計監査委員は、会員を代表し、この会の経理状況を監査し、その結果を総会において報告するものとする。

第二一条 会計監査委員は、常任委員の推薦により選出する。

第二二条 会計監査委員の任期は総会から次の総会までの一ヶ年とする。

第二三条 会計監査委員はその年度の役員・委員を兼ねることができない。

第八章 専門委員会

第二四条 第四条に定められた目的を達成するために、次の専門委員会を設ける。

1. 防災・安全委員会 地域・警察等と連携し、児童の交通安全・防災活動を行うことで、校外における児童の生活の向上をはかる。
2. 学年委員会 各学級・学年の教育に対する理解を深め、学校の諸行事に協力するとともに特殊な事情にある児童の福祉厚生を増進をはかる。

第二五条 各専門委員会の構成は次の通りとする。

1. 防災・安全委員会 各学年の会員より各学年の学級数×一名の委員を選出し、全防災・安全委員より委員長一名・副委員長二名を選出する。
2. 学年委員会 各学年の会員より各学年の学級数×一名の委員を選出し、全学年委員より委員長一名・副委員長二名を選出する。

学校側の会員より各委員会に若干の委員と一名の副委員長を選出する。

（一）各専門委員会は常任委員会の承認を得て増減員することが出来る。

第九章 会 議

第二六条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。年1回、年度初めに「定期総会」を開催し、その他必要に応じて「臨時総会」を開催する。

第二七条 総会は全会員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。また議決は出席者の過半数の同意がなければならない。総会の議長は出席会員中より選出する。

第二八条 全委員会で必要と認めた場合、または会員の五分の一以上の要求があった場合臨時総会を開催することが出来る。

第二九条 定期総会の議決事項は次の通りである。

1. 会務会計報告に関する事項
2. 活動計画および予算案に関する事項
3. 役員および会計監査委員の承認に関する事項
4. その他必要と認めた事項

第三〇条 常任委員会は、各専門委員会の正副委員長および役員・副校長をもって構成し原則として毎月一回開催する。

第三一条 全委員会は会長によって招集され構成員の三分の二（委任状を含む）の出席により成立する。

第三一条の二 全委員会の議長は出席者より選出し、出席者（委任状提出者を除く）の多数決によって議決する。

第三二条 常任委員会は総会において決められた事項ならびに次の事を処理する。

1. 総会や全委員会に提出する諸議案の作成。
2. 各専門委員会等によって立案された行事の連絡と調整
3. 必要に応じ臨時の特別委員会の設置
4. その他必要事項の審議ならびに処理

第三三条 全委員会は役員および全委員により構成し、必要に応じ会長がこれを招集する。また構成員の四分の一以上の要求があったとき開催される。

第三四条 全委員会に付議する事項は次の通りである。

1. 細則の変更
2. 新しく立案された活動および予算の審議決定
3. 必要ある場合、専門委員会の設置
4. その他必要なる事項

第三五条 緊急の場合は全委員会をもって総会にかえることができる。

第十章 選挙

第三六条 会長・副会長・書記・会計を選出する。（細則による）

第三七条 学校側の役員および委員はすべて学校側で選出する。

第三八条 役員および委員の再選は差し支えない。ただし、補充役員・委員の任期は前任者の残任期間とする。学校側の役員および委員はその限りにあらず。

第十一章 附則

第三九条 この会の会則は総会の承認がなければ変更できない。

第四〇条 この会の運営に関し必要なることは細則による。

第四〇条の二 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護規程」に定め適正に運営するものとする。

第四一条 この会則は昭和二七年四月十五日より実施する。

第四二条 削除

第四三条 役員および専門委員の活動は四月一日より総会までの期間、準備委員会として行うことができる。

附 記

昭和 40 年	4 月 10 日	一部改訂	平成 6 年	5 月 21 日	一部改訂
昭和 41 年	4 月 30 日	一部改訂	平成 7 年	5 月 20 日	一部改訂
昭和 42 年	4 月 16 日	一部改訂	平成 8 年	5 月 18 日	一部改訂
昭和 43 年	5 月 26 日	一部改訂	平成 10 年	5 月 16 日	一部改訂
昭和 47 年	12 月 3 日	一部改訂	平成 12 年	5 月 10 日	一部改訂
昭和 48 年	5 月 25 日	一部改訂	平成 16 年	5 月 19 日	一部改訂
昭和 49 年	5 月 21 日	一部改訂	平成 17 年	4 月 23 日	一部改訂
昭和 52 年	3 月 7 日	一部改訂	平成 18 年	4 月 22 日	一部改訂
昭和 54 年	5 月 14 日	一部改訂	平成 22 年	1 月 13 日	一部改訂
昭和 57 年	5 月 17 日	一部改訂	平成 27 年	1 月 8 日	一部改訂
昭和 58 年	5 月 16 日	一部改訂	平成 29 年	1 月 13 日	一部改訂
昭和 61 年	5 月 17 日	一部改訂	令和 元年	11 月 5 日	一部改訂
昭和 63 年	5 月 14 日	一部改訂	令和 3 年	5 月 20 日	一部改訂
平成 元年	2 月 25 日	一部改訂	令和 7 年	4 月 1 日	一部改訂
平成 4 年	5 月 16 日	一部改訂	令和 7 年	5 月 27 日	一部改訂
			令和 8 年	4 月 1 日	一部改訂

役員選挙細則

- 第一条 会長・副会長・書記・会計の候補者は役員選出委員会を設置し選出する。
- 第二条 役員を選出は次の通りとする。
1. 役員候補者は年度全委員および会員の推薦者と立候補希望者とする。
 2. 役員選出委員会は役員を内定し総会で報告し紹介する。
- 第三条 役員選挙は現会員による。
- 第四条 役員選出委員会の委員は次の割合で選出する。一年生から六年生の各学年の会員より一名、学校側の会員より一名とする。
- 第五条 役員に欠員を生じた時は、全委員会にて補充選出する。
- 第六条 東大和市立公立小中学校PTA連合協議会事務局経験者は本部役員経験者と同等の扱いとする。
- 第七条 本部役員経験者はその任期の翌年度以降、本部役員、各委員会の正副委員長並びに東大和市立公立小中学校PTA連合協議会事務局をやるかやらないかを選択することができる。
- 第八条 役員選出時に、立候補・推薦による人数が規定人数を満たさない場合、規定年数を超える本部役員の留任を妨げない。

内 規

- 第一条 会員の事故には次の見舞いをする。ただし、必要に応じてその金額は増減できる。
1. 会員の死亡 5,000円
- 第二条 児童の事故には次の見舞いをする。
1. 児童の死亡 10,000円
- 第三条 会員の出張費は各委員会の規定に従う。
- 第四条 不時の災害の場合は常任委員会で決定するものとする。
常任委員会を開催できない事態が生じた場合は、役員と学校が連絡調整、協議を行い、役員が処理することができる。その際、常任委員会に速やかに報告するものとする。
- 第五条 会員はPTA行事総合補償制度に加入する。
保険料 一所帯につき 年間100円